

作成日 2013年 4月 18日  
改定日 2015年 10月 9日

## 安全データシート

## 1. 化学物質等及び会社情報

化学物質等の名称	9.5%硝酸液
会社名	小厚化成株式会社
住所	大阪市浪速区恵美須西2丁目9番13号
担当部門	管理部 品質管理課
電話番号	06-6643-2100
緊急時の電話番号	06-6643-2100
FAX番号	06-6643-2104
整理番号	K-013

## 2. 危険有害性の要約

## GHS分類

物理化学的危険性	金属腐食性物質	区分1
健康に対する有害性	急性毒性(吸入)	区分2
	皮膚腐食性・刺激性	区分1A
	眼に対する重篤な損傷・眼刺激性	区分1
	特定標的臓器・全身毒性(単回ばく露)	区分1(呼吸器系)
	特定標的臓器・全身毒性(反復ばく露)	区分1(呼吸器系、歯)

## ラベル要素

## 絵表示又はシンボル



## 注意喚起語

## 危険有害性情報

危険  
重篤な皮膚の薬傷・眼の損傷  
金属腐食のおそれ  
吸入すると生命に危険  
臓器(呼吸器系)の障害  
長期または反復暴露による臓器の障害(呼吸器系、歯)  
重篤な眼の損傷

## 注意書き

## 【安全対策】

取扱い後はよく手を洗うこと。  
屋外又は換気の良い場所でのみ使用すること。  
他の容器に移し替えないこと。  
適切な保護手袋、保護衣、保護眼鏡、保護面を着用すること。  
ガス、ミスト、蒸気、スプレーを吸入しないこと。  
呼吸用保護具を着用すること。  
この製品を使用する時に、飲食または喫煙をしないこと。

## 【救急措置】

皮膚又は毛に付着した場合、直ちに、汚染された衣類をすべて脱ぎ又は取り除くこと。  
皮膚を流水又はシャワーで洗うこと。  
気分が悪い場合は医師の診断、手当てを受けること。  
吸入した場合、被災者を新鮮な空気のある場所に移動し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。  
眼に入った場合、水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。  
飲み込んだ場合、口をすすぐこと。無理に吐かせないこと。  
皮膚に付着した場合、眼に入った場合、飲み込んだ場合、吸入した場合は、直ちに医師に連絡すること。

汚染した衣類は再使用する場合には洗濯すること。  
 暴露した場合、医師に連絡すること。  
 物理的被害を防止する為、流出したものを吸収すること。

## 【保管】

施錠して保管すること。  
 容器を密閉して換気の良い所で保管すること  
 耐食性／耐食性内張りのある容器に保管すること。

## 【廃棄】

内容物、容器を国際／国／都道府県／市町村の規制に従って廃棄すること。

## 3. 組成及び成分情報

## 化学物質

化学名又は一般名	硝酸
化学特性（化学式等）	HNO <sub>3</sub>
CAS番号	7697-37-2
官報公示整理番号(化審法・ 安衛法)	1-394
TSCA	有り
EINECS	231-714-2
濃度又は濃度範囲	9.1～9.9%
GHS分類に寄与する不純物 及び安定化添加物	特になし。

## 4. 応急措置

## 吸入した場合

被災者を新鮮な空気のある場所に移動し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。

直ちに医師に連絡すること。

## 皮膚に付着した場合

直ちに、汚染された衣類をすべて脱ぐこと、又は取り去ること。

汚染された衣類を再使用する前に洗濯すること。

外観に変化が観られたり、痛みが続く場合は直ちに医療措置を受ける。医師の指示無く薬等を薬傷部に塗らない。

## 目に入った場合

直ちに多量の水道水で15分以上洗い流し、速やかに医師の手当てを受けること。眼はこすらないこと。

## 飲み込んだ場合

口をすすぐこと。無理に吐かせないこと。被災者に意識が無い場合は、口から何も与えてはならない。

直ちに医師に連絡すること。

## 5. 火災時の措置

## 消火剤

粉末消火薬剤、泡消火薬剤、二酸化炭素、砂。

この製品自体は燃焼しない。

## 特有の危険有害性

火災時に刺激性もしくは有毒なヒューム又はガスが発生する為、消火作業の際には煙を吸い込まないように適切な保護具を着用する

## 特有の消火方法

本品は不燃性である。移動可能な容器は速やかに安全な場所に移す。移動不可能な場合には周辺を水噴霧で冷却する。作業は風上から行い、必ず保護具を着用する。

## 消火を行う者の保護

燃焼または高温により有害ガス(窒素酸化物、硝酸蒸気)が発生するので、適切な空気呼吸器、化学用保護衣を着用する。

## 6. 漏出時の措置

## 人体に対する注意事項、保護具および緊急措置

屋内の場合、処理が終わるまで十分に換気を行う。漏出した場所の周辺に、ロープを張るなどして関係者以外の立ち入りを禁止する。作業の際には適切な保護具を着用し、飛沫等が皮膚に付着したり粉塵、ガスを吸入しないようにする。風上から作業して、風下の人を退避させる。

## 環境に対する注意事項

漏出した製品が河川等に排出され、環境への影響を起こさないように注意する。汚染された排水が適切に処理されずに環境へ排出しないように注意する。

## 封じ込め及び浄化方法・機材

火気厳禁とし、適切な保護具を着用して、ウエス等に吸着させて取り除き、消石灰、ソーダ灰等で中和し、多量の水を用いて洗い流す。

## 7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い 技術的対策

局所排気・全体換気

安全取扱い注意事項

保管 適切な保管条件

保護具を着用する。緊急時の洗眼及び身体洗浄設備を設置する。取扱い後は、手、顔などを良く洗い、うがいをする。

局所排気及び全体排気設備を設ける。みだりにガス、ヒュームが発生しないように取り扱う。

酸性なのでアルカリ性の製品との接触を避ける。吸い込んだり、目、皮膚及び衣類に触れないように、適切な保護具を着用する。

酸性なので、アルカリ性の製品とは同一場所に保管しない。通気を良くし、蒸気が滞留しないようにする。容器は密閉し冷暗所に保管すること。

## 8. ばく露防止及び保護措置

管理濃度 作業環境評価基準

許容濃度(ばく露限界値、生物学的ばく露指標)

日本産衛学会

OSHA PEL

ACGIH TLV(s)

設備対策

保護具

呼吸器の保護具

手の保護具

眼の保護具

皮膚及び身体の保護具

設定されていない

2ppm、5.2mg/m<sup>3</sup>(硝酸として)airTWA 2ppm、5mg/m<sup>3</sup>(硝酸として)

TWA 2ppm STEL 4ppm(硝酸として)

局所排気及び全体排気設備を設ける。近くに手洗い、洗眼などの設備を設ける。

鉄等を錆びさせるため、設備には防錆加工が必要である。

酸性ガス用防毒マスク、空気呼吸器

保護手袋

保護眼鏡

不浸透性保護衣、保護長靴等

## 9. 物理的及び化学的性質

物理的状态 外観

臭い

pH

沸点、初留点及び沸騰範囲

引火点

自然発火温度

蒸気圧

比重(密度)

溶解度

オクタノール・水分配係数

分解温度

粘度

粉じん爆発下限濃度

最小発火エネルギー

体積抵抗率(導電率)

無色透明液体

刺激臭

強酸性

データなし

データなし

データなし

データなし

約1.05

水に易溶

データなし

データなし

データなし

データなし

データなし

データなし

## 10. 安定性及び反応性

安定性

危険有害反応可能性

避けるべき条件

危険有害な分解生成物

加熱又は日光によってNO<sub>2</sub>、NO、O<sub>2</sub>を生じる。

多くの金属を腐食し水素を発生する。

日光、熱

窒素酸化物(N<sub>2</sub>O<sub>4</sub>(無色)、NO<sub>2</sub>(暗褐色))、酸素

11. 有害性情報 濃硝酸について 急性毒性	暴露経路不明－ヒト LD <sub>50</sub> 110mg/kg 経口－ヒト LD <sub>50</sub> 430mg/kg (RTECS)
皮膚腐食性・刺激性	吸入 ラット LC50 130mg/m <sup>3</sup> /30M(RTECS) 吸入 硝酸は蒸気、ガスとしては存在せず、LC50のデータはすべてミストとみなして、5件あるデータは全て0.05－0.5mg/Lの範囲内にある。 皮膚、粘膜に刺激性あり ヒトに対し腐食性(ICSC(1994)、HSDB(2005))の記載があり、国連分類クラス8PGIである。
眼に対する重篤な損傷・刺激性	目、粘膜に刺激性あり ヒトの目に暴露すると激しい熱傷が起こり、角膜の混濁、視力障害から失明に至る(ACGIH(2001))。
発がん性 生殖細胞変異原性 特定標的臓器毒性(単回暴露)	IARC, OSHA, NTPにがん原性の記載なし。 データなし。 ヒトが硝酸から発生した蒸気を吸入して上気道の刺激、咳、呼吸困難、胸の痛み、暴露濃度、暴露時間によっては肺水腫を起こす(ACGIH(2001)、DFGOTvol.3(1991)、ICSC(J)(1994)、HSDB(2005))。
特定標的臓器毒性(反復暴露)	ミスト、又は硝酸から発生した蒸気の職業暴露で慢性気管支炎に(ACGIH(2001)、歯の侵食(ACGIH(2001)、DFGOTvol.3(1994))の記載がある。
12. 環境影響情報 生態毒性	情報なし
13. 廃棄上の注意 残余廃棄物	廃棄においては、関連法規並びに地方自治体の基準に従うこと。  徐々にソーダ灰又は消石灰の攪拌水溶液に加えて中和させた後、多量の水で希釈して処理する。消石灰の場合は上澄みのみを流す。 都道府県知事などの許可を受けた産業廃棄物処理業者、もしくは地方公共団体がその処理を行っている場合にはそこに委託して処理する。 廃棄物の処理を依頼する場合、処理業者等に危険性、有害性を充分告知の上処理を委託する。 本製品を含む廃液及び洗浄排水を直接河川等に排出したり、そのまま埋め立てたり投棄することは避ける。
汚染容器及び包装	容器は、関連法規並びに地方自治体の基準に従って適切な処分を行う。 空容器を廃棄する場合は、内容物を完全に除去すること。
14. 輸送上の注意 国際規制 国連分類 国連番号 品名 国連輸送名 容器等級 海洋汚染物質	クラス 8 (腐食性物質) 2031 硝酸 PG II 非該当
注意事項	運搬に際しては容器に漏れの無いことを確かめ、転倒、落下、損傷の無いように積み込み、荷崩れの防止を確実にを行う。

## 15. 適用法令

消防法  
労働安全衛生法

非該当  
第57条の2(令第18条の2)名称等を通知すべき有害物 No. 307  
(硝酸)

毒物及び劇物取締法

非該当

航空法

腐食性物質

船舶安全法(危規則)

腐食性物質

海洋汚染防止法

施行令別表第1 有害液体物質(Y類物質)

大気汚染防止法

(窒素酸化物)(硝酸)

水質汚濁防止法

第二条第二項(有害物質)(硝酸)

化学物質管理促進法(PRTR法)

指定化学物質に該当しない

## 16. その他の情報

参考文献

- 1、化学物質の危険・有害便覧 中央労働災害防止協会 (1991)
- 2、Robert E.Lenga: The Sigma-Aldrich Library of Chemical Safety Data(1988)
- 3、国際化学物質安全性カード(ICSC)インターネット [http://www.nihs.go.jp/ICSC/](2008)
- 4、危険物防災救急要覧—化学物質の性状と取扱い— (社)神戸海難防止研究会編 成山堂書店(1990)
- 5、毒劇物基準関係通知集 改定増補版 厚生省薬務局安全課監修 薬務広報社(1991)
- 6、化学防災指針 日本化学会編 5
- 7、Registry of Toxic Effects of Chemical Substances CD-ROM(2012)
- 8、製品評価技術基盤機構  
<http://www.safe.nite.go.jp/ghs/list.html>

問合せ先

小厚化成株式会社 TEL 06-6643-2100

記載内容の取り扱い

記載内容は現時点で入手できる資料、情報、データに基づいて作成しており、新しい知見により改訂されることがあります。また、注意事項は通常の取り扱いを対象としたものであって、特別な取り扱いをする場合は用途・用法に適した安全対策を実施の上、ご利用ください。記載内容は情報提供であって保証するものではありません。